

制定	平成	5年	5月	5日制定
改正	平成	17年	4月	8日改正
	平成	21年	7月	1日建築指導課長決裁
	平成	24年	11月	1日建築指導課長決裁
	平成	25年	8月	30日建築指導課長決裁
	令和	2年	2月	25日建築指導課長決裁
	令和	7年	2月	12日建築指導課長決裁

第1章 総則

(目的)

第1条 この取扱い基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定及び法第45条の規定に基づく私道の変更又は廃止に係る事務取扱い等について、建築基準法施行令（昭和25年 政令第338号）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び熊本市建築基準法施行細則（昭和46年 熊本市規則第31号。以下「細則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって道路位置指定行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この取扱い基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 道路位置指定 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定をいう。
- (2) 位置指定道路 道路位置指定を受けた道路をいう。
- (3) 位置指定予定道路 道路位置指定を受けようとする道路をいう。
- (4) 道路 法第42条第1項及び第2項に規定する道路をいう。
- (5) 関係宅地 位置指定道路に接して新たに宅地となる土地をいう。
- (6) 位置指定道路の変更 位置指定道路の延長、幅員、転回広場又はすみ切り等についてその位置を変更することをいう。
- (7) 位置指定道路の廃止 位置指定道路のすべてを廃止することをいう。

(位置指定予定道路の配置及び関係宅地の区画)

第3条 位置指定予定道路の配置については、前条に定める道路を含める計画はできない。また、法第42条第2項道路に接続する場合で道路後退が必要な場合は関係する全ての地番を道路後退すること。既存位置指定道路に接続する場合は既存位置指定道路の幅員等が適合したことを確認の上で、周囲の土地利用の状況及び今後の計画的な市街地形成を考慮し、計画すること。

2 関係宅地を区画し、新たに戸建て住宅等の敷地として利用しようとする場合は、位置指定予定道路を接道とする場合は、一区画面積が150平方メートル以上とし、その他に接道がある場合は、一区画面積が150平方メートル以上を目標として区画整備すること。また、良好な住環境を確保するため、法第1条及び第19条を遵守するよう努めること。

(位置指定道路の維持管理)

第4条 位置指定道路の所有者又は管理者は、当該位置指定道路について、常時適法な状態に維持するように努めること。また、市道認定基準に適合する道路は支障のない限り市道にするよう努めること。

2 位置指定道路は、関係宅地所有者の共有持分として登記するよう努めること。

第2章 道路位置指定に係る事務取扱い

(事前協議)

第5条 道路位置指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、位置指定予定道路の築造前に、その計画内容について、特定行政庁に位置指定予定道路事前協議書（様式第1号）を提出し、協議済証の交付を受けた後、工事に着手すること。

(道路位置指定の申請及び完了検査)

第6条 申請者は、道路位置指定の申請をしようとするときは、前条の規定による協議結果を遵守し、位置指定予定道路の築造が完了した時点で別表第1に掲げる図書を添えた道路位置指定申請書（細則様式第7号）（以下「申請書等」という。）に申請手数料を添えて特定行政庁に提出すること。

ただし、位置指定予定道路等に事前協議と異なること（変更）がある場合は、申請前に変更手続きを行うこと。

（道路位置指定書の交付及び公告）

第7条 特定行政庁は、前条の規定による完了検査の結果、位置指定予定道路が申請書のとおりに築造され、法に適合していると確認したときは、申請者に道路位置指定書を交付し、かつ、その旨を公告するものとする。

ただし、位置指定道路を受けた道路について、指定後に著しい違反等が発覚した場合に、速やかにかつ適切に是正措置等を行うこと。速やかに是正措置等が行われないときには、位置指定道路の指定を取り消すことができる。

（位置指定道路の変更又は廃止）

第8条 位置指定道路の変更をしようとする者又は廃止をしようとする者は、別表第1に掲げる図書を添えた道路位置指定変更（廃止）申請書（細則様式第9号）に申請手数料を添えて特定行政庁に提出しなければならない。

2 位置指定道路の変更に係る取扱いについては、前5条から前条までの規定を準用する。

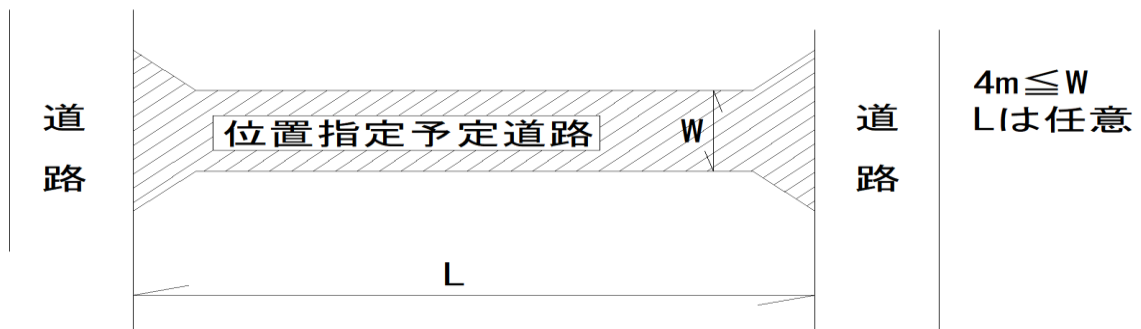
3 位置指定道路の変更における構造基準は、本基準によるものとする。ただし、位置指定道路が本基準の制定以前になされたもので、変更することにより既存位置指定道路の構造基準及び状況を悪化させるおそれがないと特定行政庁が認める場合においては、この限りではない。

4 位置指定道路の廃止に係る取扱いについては、前6条から前条までの規定を準用する。

第3章 道に関する基準

（通り抜けの原則）

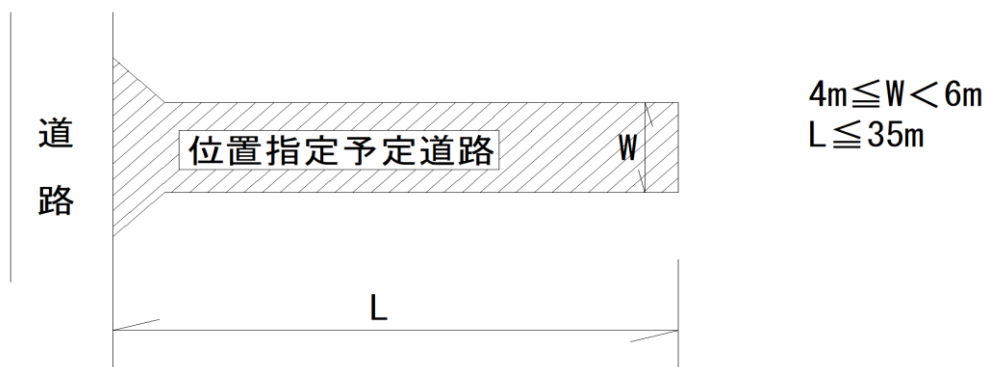
第9条 位置指定予定道路は、両端が道路に接続しなければならない。



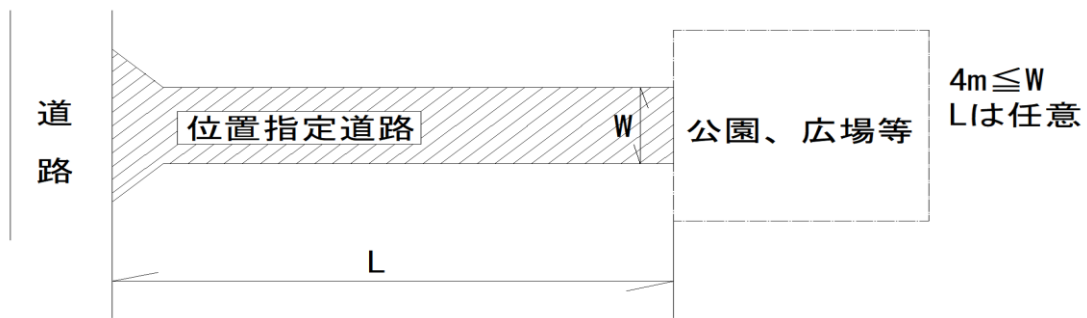
（袋路状道路）

第10条 位置指定予定道路が次のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず袋路状道路として道路位置指定をすることができる。

(1) 延長が35メートル以下の場合

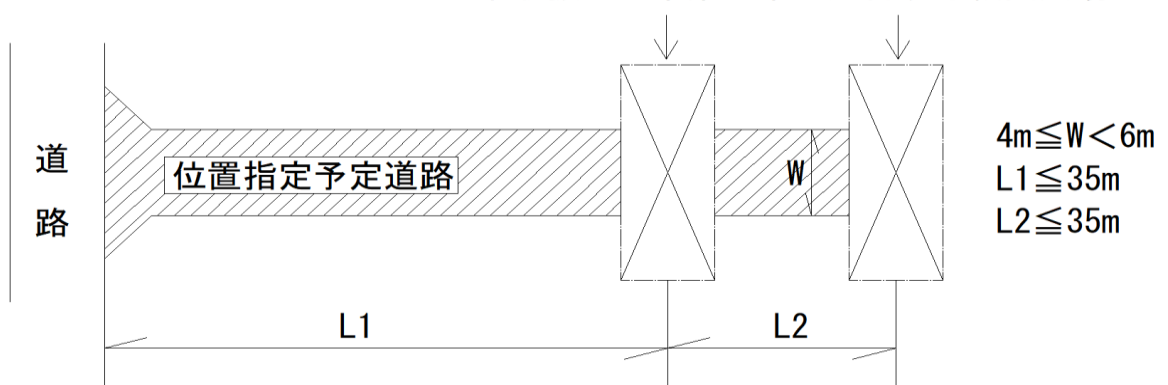


(2) 終端が公園、広場その他自動車の転回に支障のないものに接続し、かつ、自動車の転回のために使用することについて、その所有者又は管理者の承諾を得た場合。

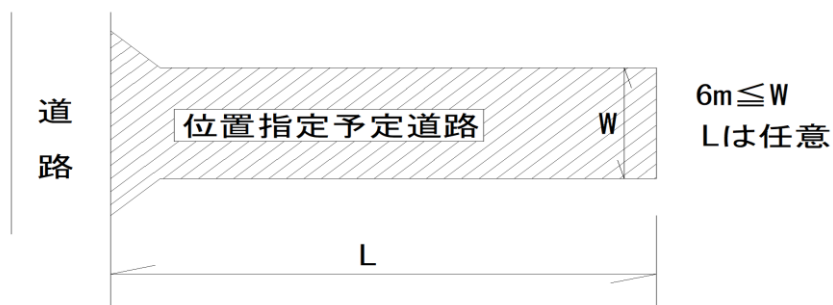


- (3) 延長35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

本取扱い基準第11条に適合する転回広場



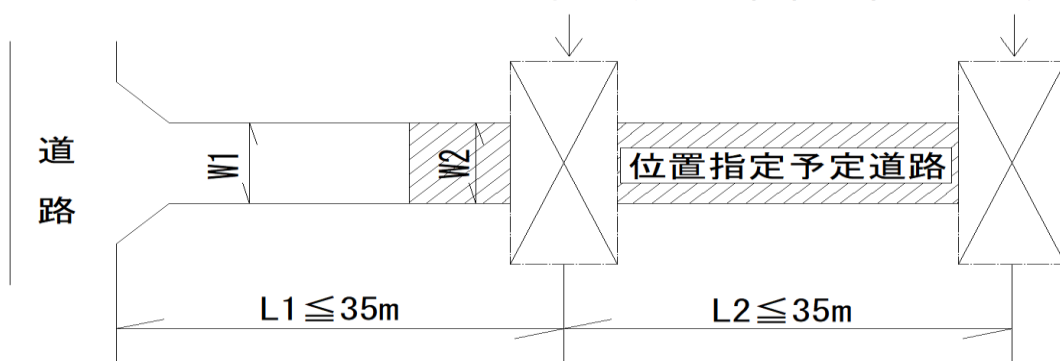
- (4) 幅員6メートル以上の場合



- (5) 既存の袋路状道路に接続する場合で延長が35mを超える場合は転回広場を必ず設けること。

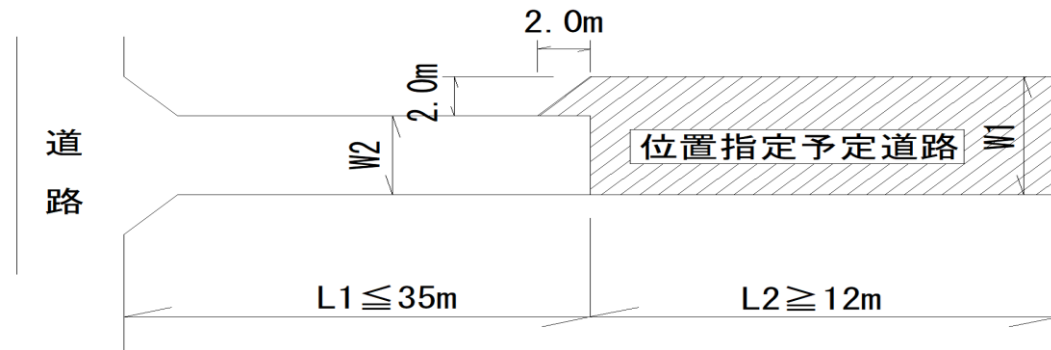
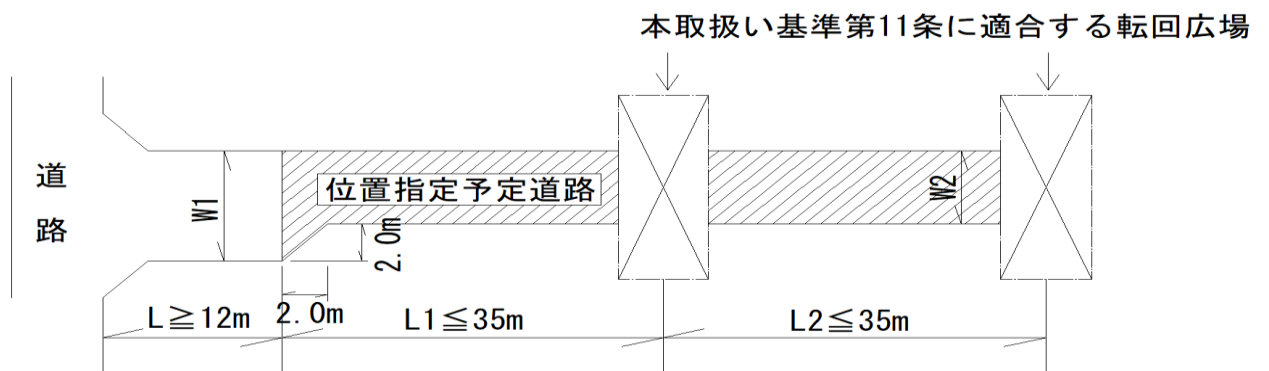
イ $4\text{m} \leq W1 < 6\text{m}$ で $4\text{m} \leq W2 < 6\text{m}$ のとき

本取扱い基準第11条に適合する転回広場

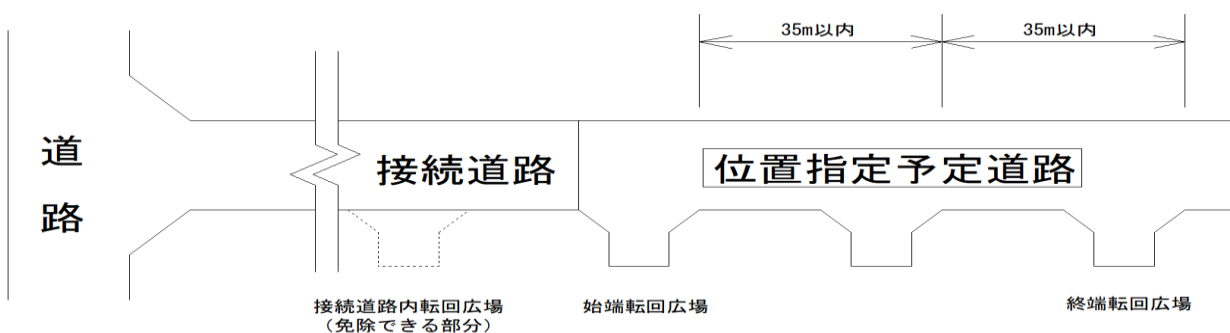




ロ $6m \leq W1$ で $4m \leq W2 < 6m$ のとき

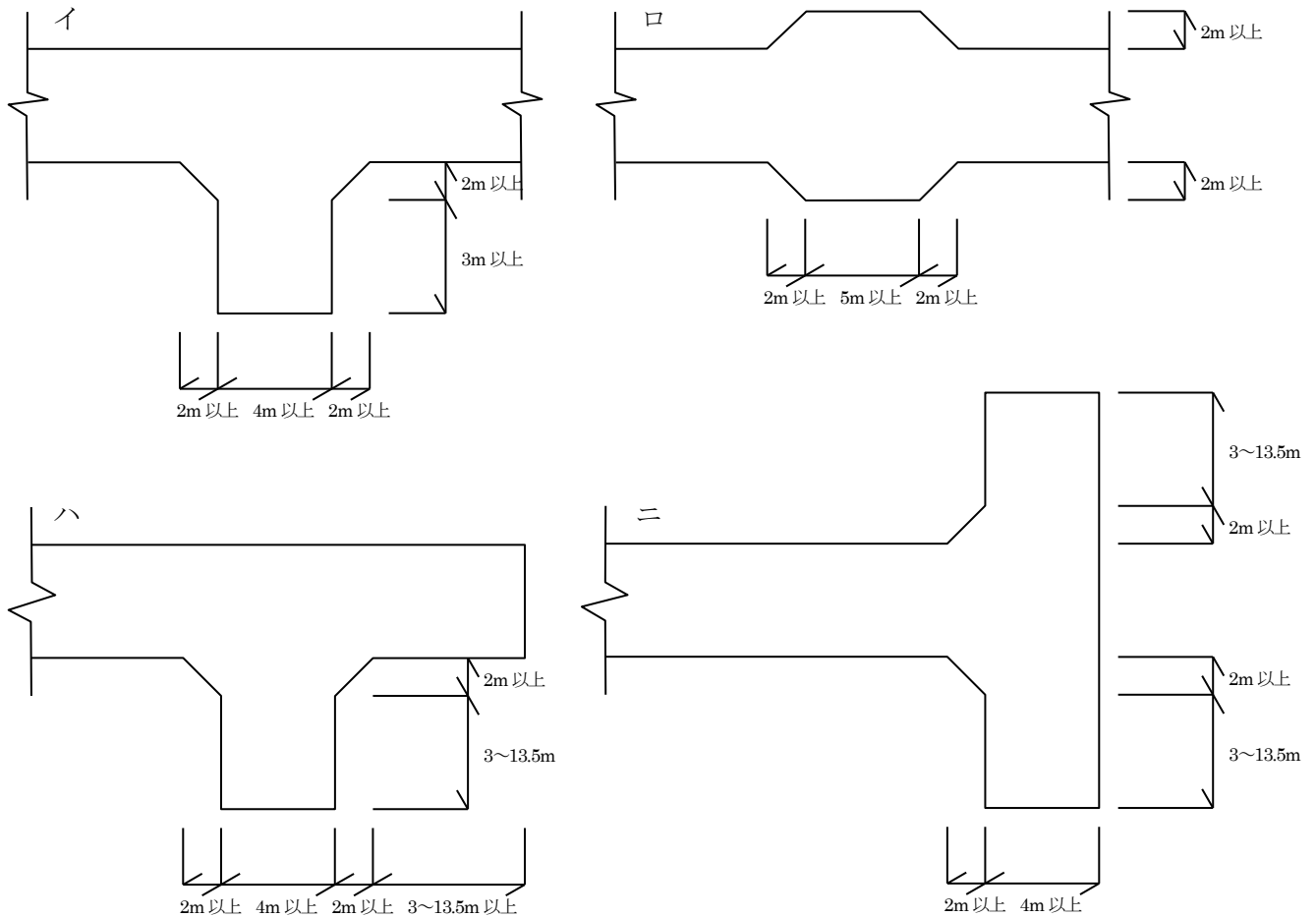


ハ 既存不適格等の原因により接続道路に転回広場を設けることができない場合は、イ及びロの規定にかかわらず、指定道路の始端に転回広場を設けた場合には、当該接続道路内の転回広場は、設けないことができる。



(転回広場)

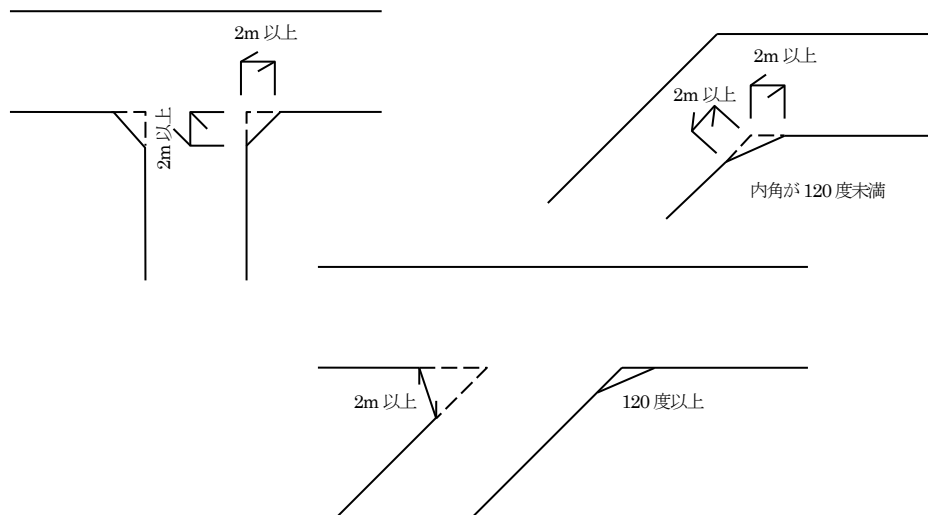
第11条 自動車の転回広場は、建築基準法施行令の規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準（昭和45年建設省告示第1837号）に基づき、中間に設ける場合は次図のイ及びロに、終端に設ける場合はハ及びニに定めるところによるものとする。



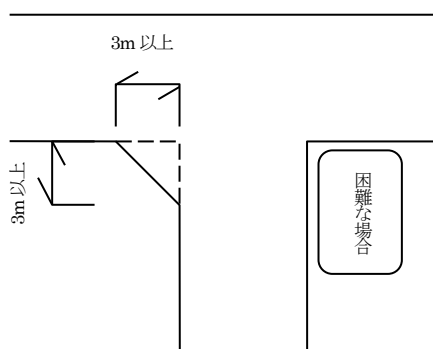
(すみ切り)

第12条 第2条に規定する道路と位置指定道路の接続箇所にはすみ切りを設けなければならない。

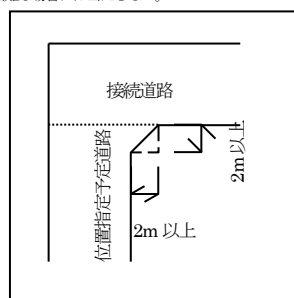
また、同一平面で交差し、接続し、又は屈折する箇所（交差、接続又は屈曲より生じる内角が120度以上で、特定行政庁が支障ないと認めた場合を除く。）には、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分道路のすみ切りとして設けなければならない。



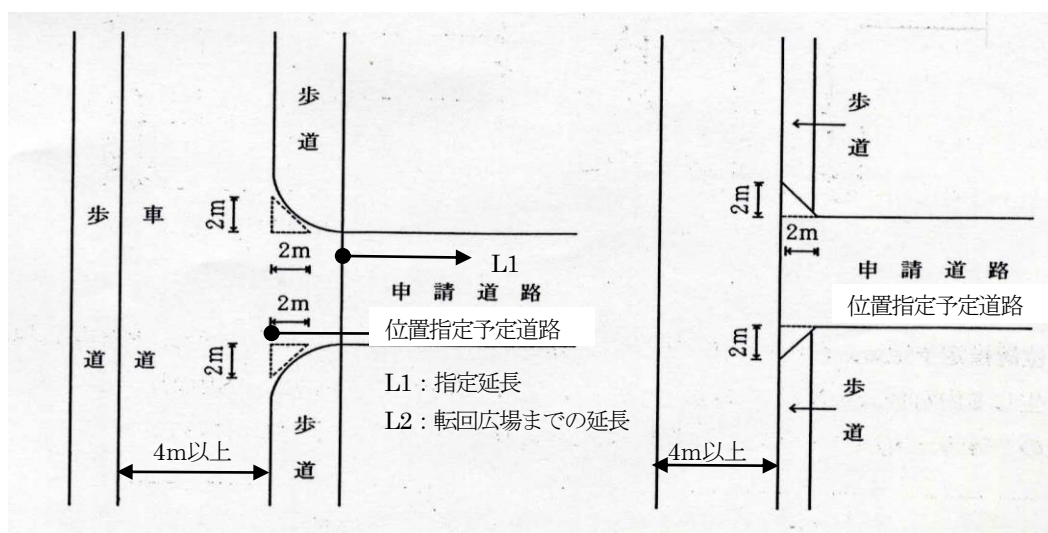
- 2 すみ切りを設ける場合で片隅に堅固な岩、擁壁、段差、立ち木等があり両側すみ切りを設けることが困難な場合、次図のとおり片側すみ切りを設けるものとする。ただし、反対側の内角が120度以上の場合は、前項の規定を適用する。



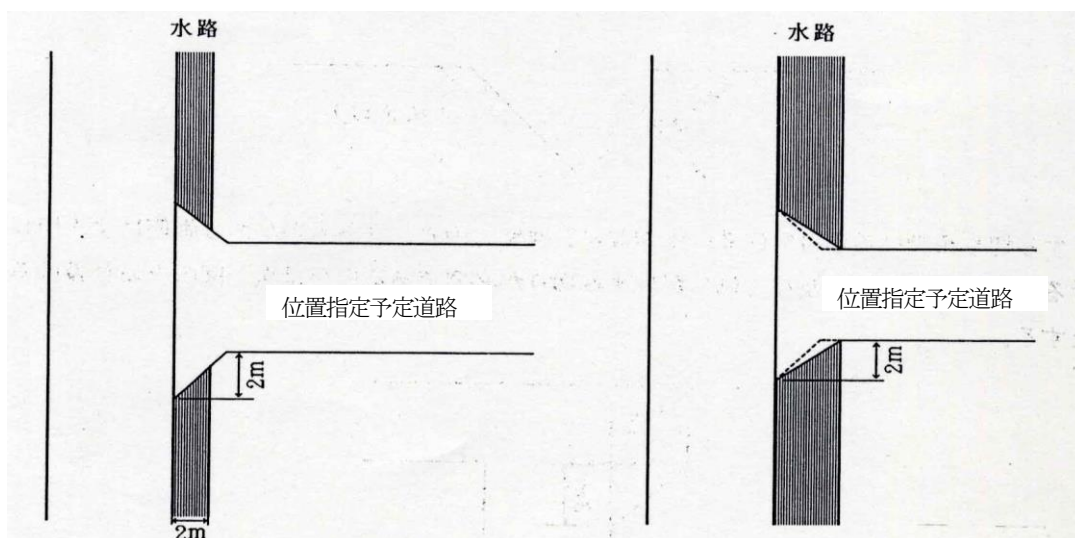
※下図のケースは屈折に該当し、両側すみ切りを設けることが困難な場合には当たらない。



- 3 歩道が設けてある道路に接続する位置指定予定道路のすみ切りは、道路の管理者の同意があるものに限り、歩道部分に設けることができる。

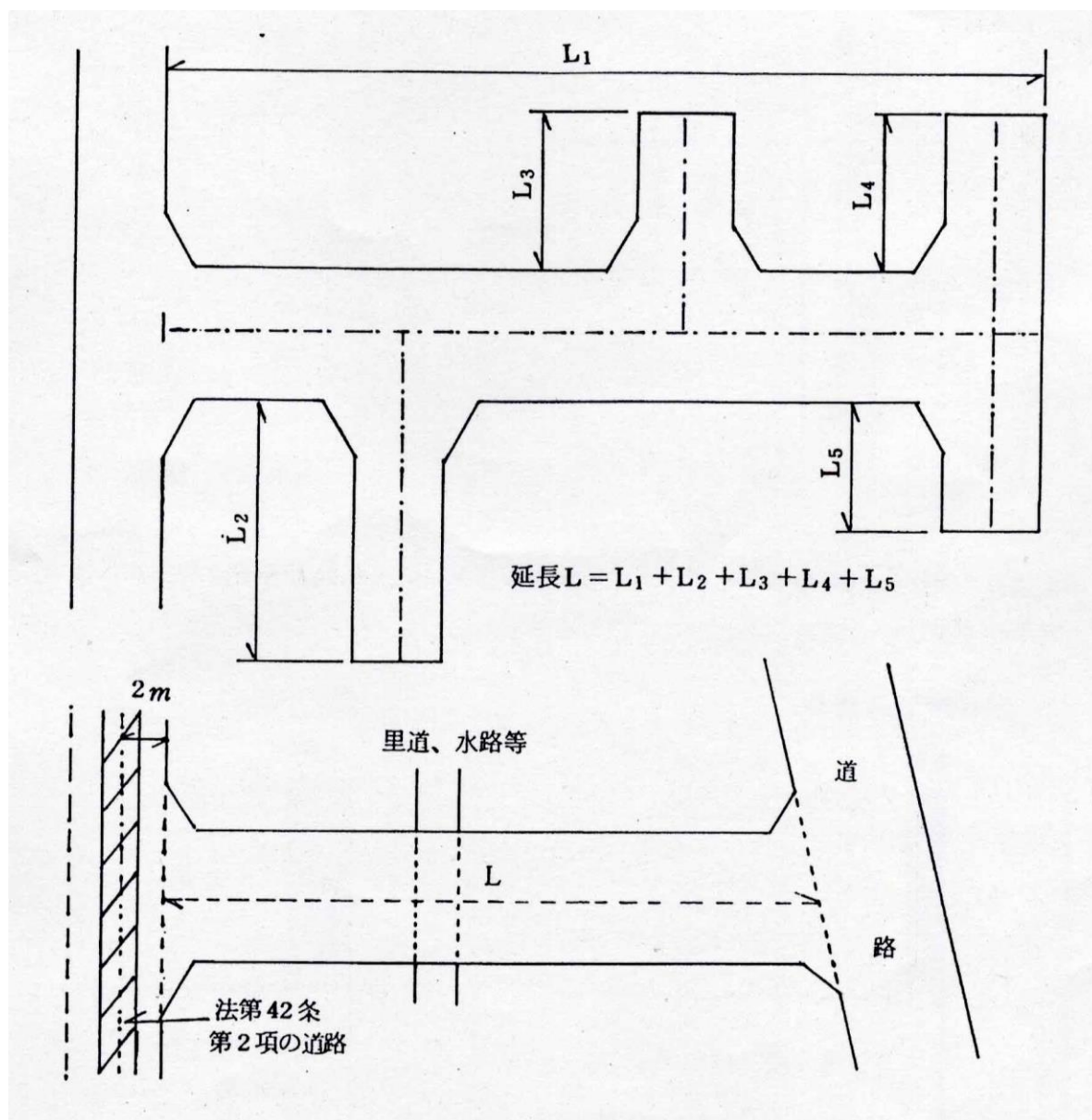


- 4 申請道路を河川、水路等に接して築造する場合は次図によることとする。ただし、他の法令等によりやむを得ないと特定行政庁が認めた場合はこの限りではない。



(位置指定予定道路の延長)

第13条 位置指定予定道路の延長は、屈曲するごとにその接続点から中心線で計測する。この場合において、位置指定予定道路に里道及び水路等が含まれるときは、当該部分を位置指定予定道路の延長に算入する。

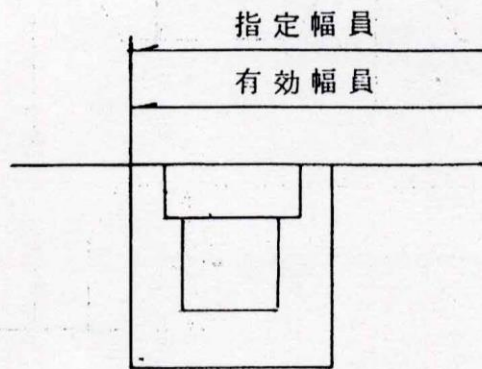


(位置指定予定道路の幅員)

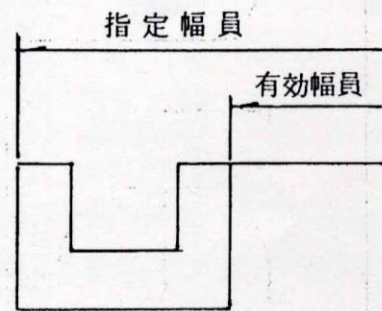
第14条 位置指定予定道路の有効幅員は、4メートル以上確保しなければならない。

2 位置指定予定道路の幅員は次図の示すところにより計測するものとする。ただし、次の各号に該当する場合においては、この限りではない。

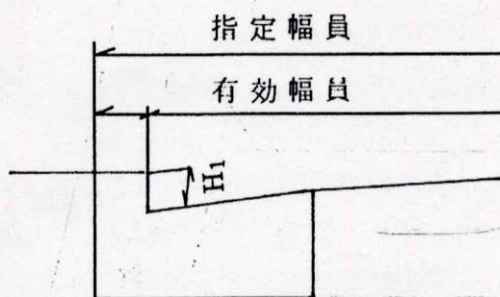
- (1) L型側溝及び縁石の路面との段差 (H1) が、車両通行上支障ない場合 ($H1 \leq 5 \text{ cm}$) は有効幅員に含めることができる。
- (2) 擁壁の高さ (H2) が50センチメートル以下の場合 (A) の天端幅を有効幅員に含めることができる。ただしガードレール等を設置する場合は、ビーム等の道路側前面までを有効幅員とする。
- (3) ブロック塀等は指定幅員及び有効幅員に含めることはできない。ただし、熊本市道路管理者が工事施工を必要と認めた擁壁等は指定幅員に含めることができる。



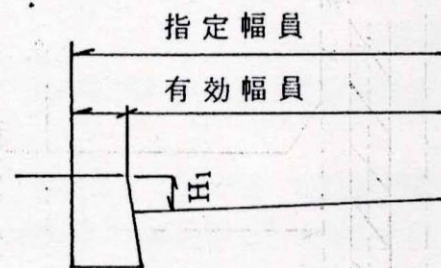
U型側溝(蓋有り)の場合



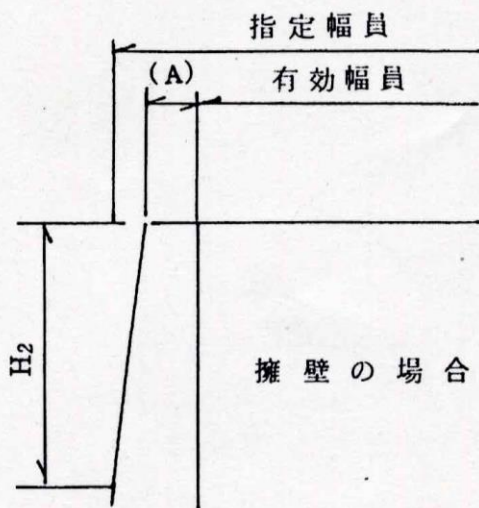
U型側溝(蓋無し)の場合



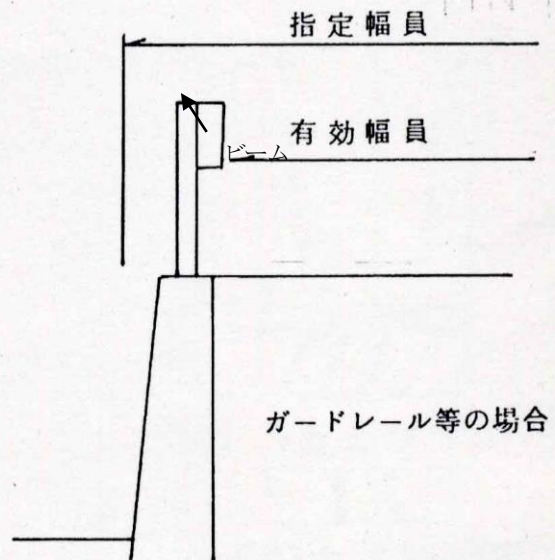
L型側溝の場合



縁石の場合



擁壁の場合

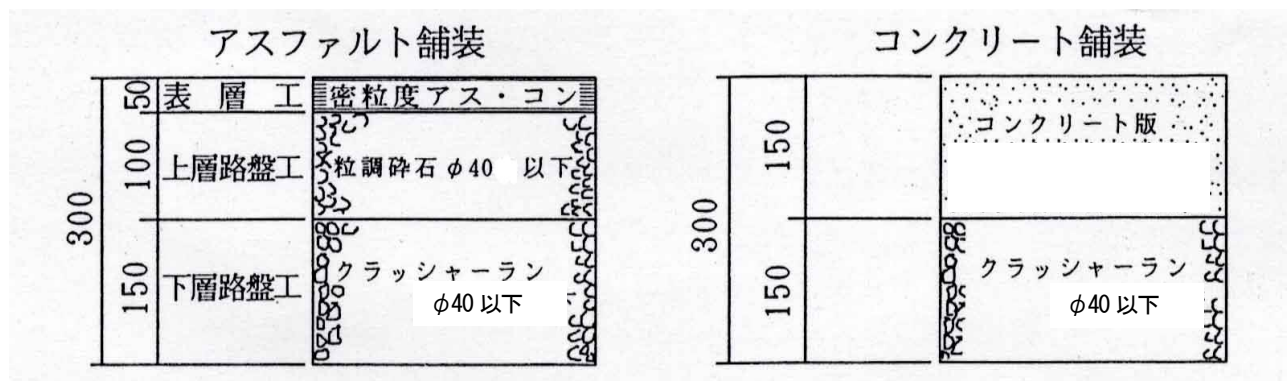


ガードレール等の場合

(位置指定予定道路の構造)

第15条 位置指定予定道路は、次の各号に定める構造としなければならない。

- (1) 舗装は、次図のとおり、車両の通行等に十分耐えられるようなアスファルト舗装又は、コンクリート舗装とすること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。



アスファルト舗装、コンクリート舗装は（日本道路協会）「アスファルト舗装要綱」「コンクリート舗装要綱」によること。

- (2) 道路と宅地に段差が生じる場合は擁壁（空洞ブロックは使用しないこと）を設置し、通行上危険を伴う恐れがあるところには、ガードレール等の防護施設を設けること。

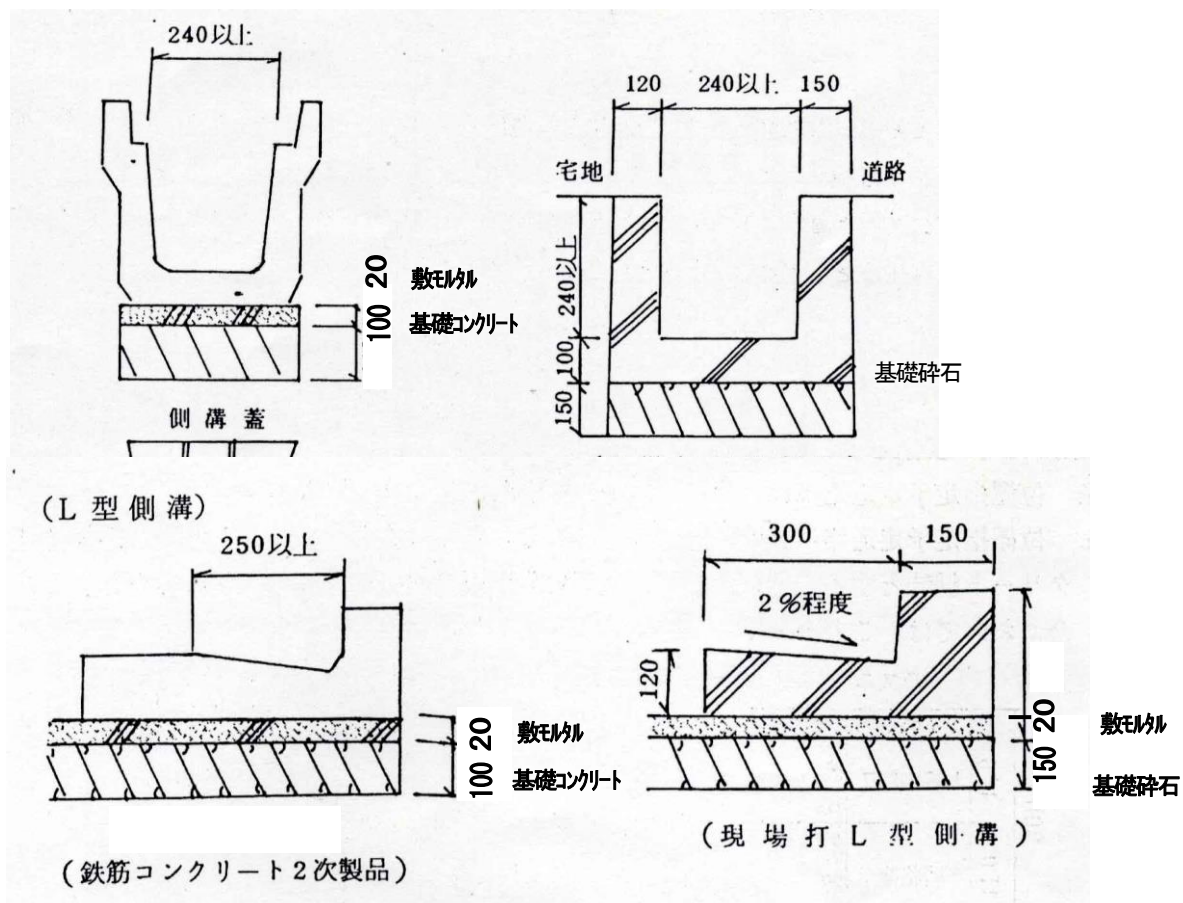
(位置指定予定道路のこう配)

第16条 位置指定予定道路の縦断こう配は、12パーセント以下であり、かつ階段状でないこと。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障ないと認めた場合においては、この限りではない。

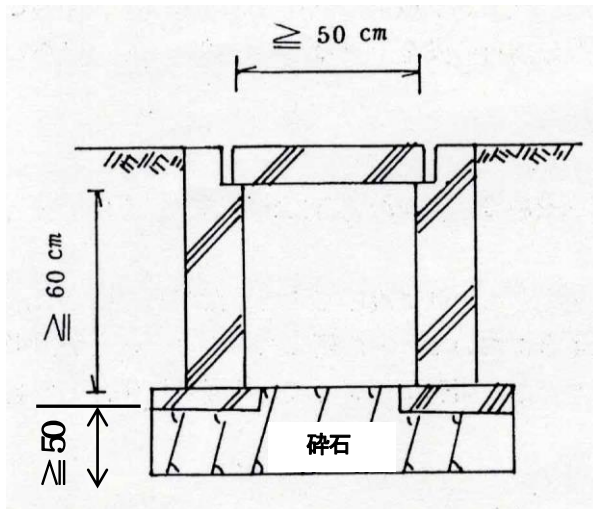
(排水施設)

第17条 位置指定予定道路及び関係宅地内の排水施設は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 道路側溝は、原則として位置指定予定道路の両側に設けること。ただし、道路管理者等が施工承認できないなどのやむを得ない場合においては、片側のみ設けることができる。
- (2) 道路側溝は、U型側溝とすること。ただし、特政行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。



- (3) 道路側溝の流末処理は、原則として排水路、河川等に接続放流とすること。ただし、排水接続可能な排水路等がない場合は、次図に示す浸透柵を設置することにより、排水放流施設に代えることができる。この場合において、浸透柵は、道路面の雨水の一時的な処理のためのものであり、その他の排水（宅地内の雨水、汚水）を処理することはできない。



イ 形状、寸法及び設置数は、側溝延長及び排水流量により有効に設置すること。

ロ 構造は、通行車両の圧力等で破損しないよう鉄筋コンクリート構造とすること。

- (4) 位置指定道路内に各土木センター管理の道及び水路がある場合に位置指定道路両側に排水施設を設けられない場合は、道路指定できないことがあるので、事前に各土木センターと綿密に協議を行うこと。
- (5) 宅地内の雨水の排水については、浸透柵を設置し、浸透能力を超えた分を側溝に流下させるよう努めること。
- (6) 公共下水道の供用が開始された区域においては、汚水を公共下水道に流下させるために必要な施設を上下水道局給排水設備課と打合せのうえ、設置すること。

第4章 道路位置指定に関連する取扱い

(位置指定予定道路の分筆及び区画)

第18条 位置指定予定道路の土地は、それに接する土地と区分するため、地目を公衆用道路として分筆しなければならない。この場合において、その境界は、道路側溝で区画されたものを除き、縁石等で区画しなければならない。

(開発許可に準ずる行為)

第19条 開発許可担当課との協議において誓約地が生じた場合については、都市計画法第33条による熊本市開発行為技術基準（第3章、第4章）に準ずるよう努めるものとする。

(既存建築物と位置指定予定道路の関係)

第20条 位置指定予定道路が原因となり、既存建築物が法に抵触することとなる場合は位置指定を行わない。

(位置指定道路の固定資産税の取扱い)

第21条 位置指定道路が一般人の通行を自由に認めるもので、公共の利益増進に役立つものは、申請によりその道路部分の土地に係る固定資産税を減免することができる。(各税務課)

(道路後退の取扱い)

第22条 道路位置指定に伴う関係宅地を含む道路後退については、「熊本市建築行為等に係る狭あい道路指導要綱」により行うものとし、道路の後退部分は寄付申請により市道等の管理区域とすることができる。(各土木センター総務課)

附 則

この取扱い基準は、平成5年5月5日から施行する。

附 則

この取扱い基準は、平成17年4月8日から改正する。

附 則

この取扱い基準は、平成21年7月1日から改正する。

附 則

この取扱い基準は、平成24年11月1日から改正する。

附 則

この取扱い基準は、平成25年8月30日から改正する。

附 則

この取扱い基準は、令和2年12月25日から改正する。

附 則

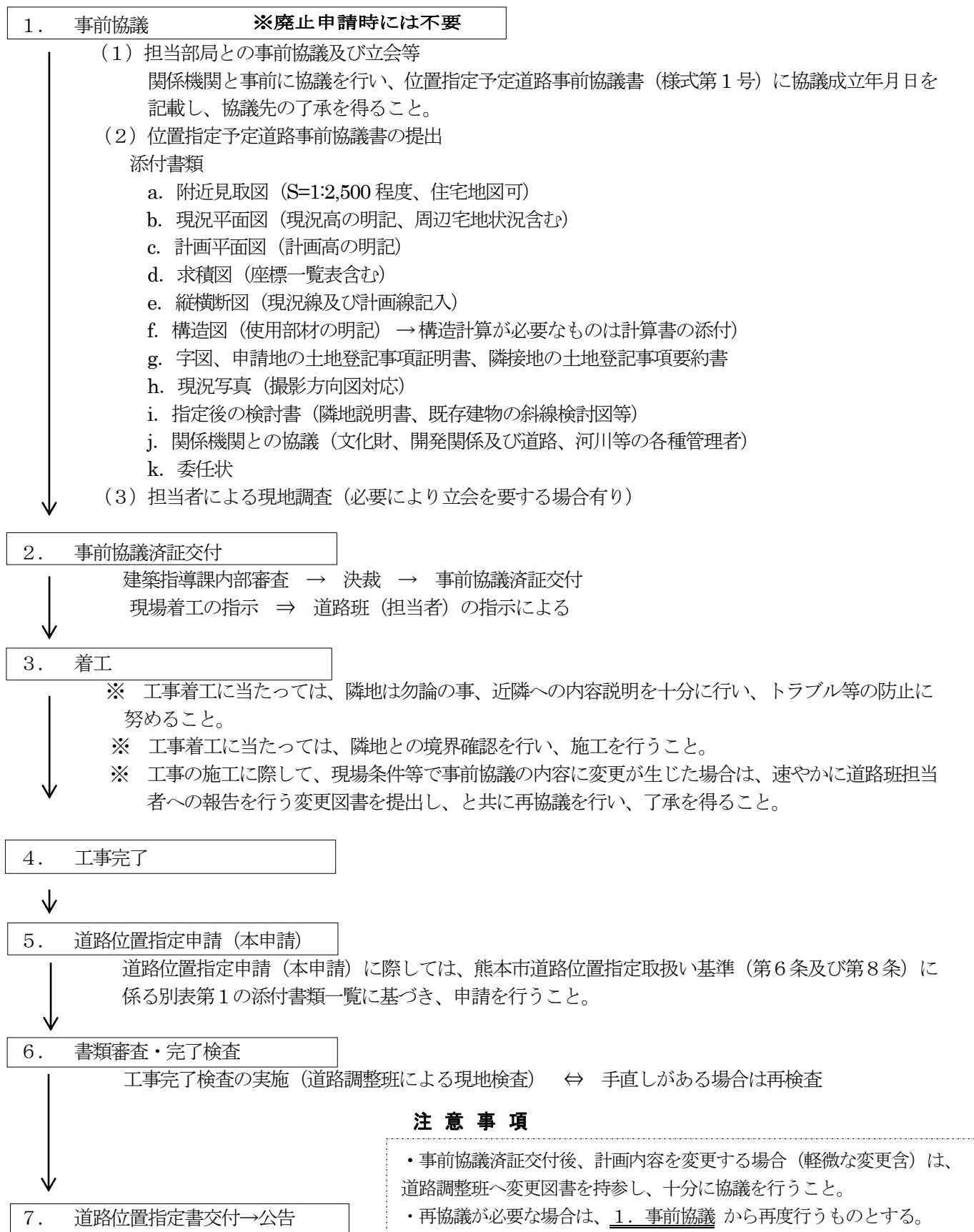
この取扱い基準は、令和7年4月1日から改正する。

別表第1 道路位置指定申請添付書類(第6条、第8条)

添付 順序	添付図書	備考
1	(イ) 新規の場合 道路位置指定申請書 (熊本市建築基準法施行細則 様式第7号) (ロ) 変更(廃止)の場合 道路位置指定変更申請書 (熊本市建築基準法施行細則 様式第9号)	1. 申請者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入すること。 2. 指定幅員と有効幅員が異なる場合は、2段書とし、最大・最小幅員を記入すること。
2	付近見取図 (S : 1/2500 程度)	申請部分が明確にわかるように道路、建物、目標となる物件及び方位等を記入すること。
3	実測平面図 (S : 1/250 程度)	1. 下記事項について明記すること。 (1) 方位・延長・幅員及びすみ切り並びに転回広場の寸法 (2) 接続道路の種類及び寸法 (3) 排水施設の位置及び寸法 (放流先までの経路を含む) (4) 関係宅地の区画割、区画面積、土地の高低、その他擁壁の位置等、地形上特筆すべき事項 (5) 水路及び里道等を含む場合は、その位置及び寸法 2. 変更及び廃止の場合は、それ以前の土地利用計画平面図を添付すること。
4	求積図 (S : 1/250 程度)	位置指定予定道路部分の土地の面積を、字図単位 (筆) ごとに求めること。又、登記簿上の面積と実測値が相違する場合 (1割以上) は地積更正等を行なうこと。
5	縦横断面図 (廃止の場合を除く) (S : 1/250 程度)	位置指定予定道路及び関係宅地部分について作成し、がけ及び擁壁等がある場合は、その位置及び寸法を明記すること。
6	構造図 (廃止の場合を除く) (S : 1/50 程度)	位置指定予定道路部分及び排水施設について作成し、その他必要と思われる分についても作成すること。
7	字図	1. 位置指定予定道路部分は、他の土地と分筆すること。 2. 分筆後の位置指定予定道路の土地の最新の地図 (字図) を添付すること。 3. 位置指定予定道路部分を朱線で囲むこと。 4. 法第42条第2項の規定による道路後退部分も分筆すること。

8	土地登記事項証明書	1. 分筆後の位置指定予定道路の土地の登記事項証明書の最新のものであること。 2. 既存の位置指定道路に接続する場合は既存部分の土地の登記事項証明書も添付すること。 3. 変更及び廃止の場合は、道路でなくなる部分及びそれに接する土地の登記事項証明書も添付すること。
9	承諾書	1. 位置指定予定道路部分の土地所有者のほか、その土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有するものを含む。 2. 私道に接続する場合は、私道の所有権者等の承諾書を添付すること。 3. 変更及び廃止の場合は、位置指定道路でなくなる部分及びそれに接する土地(宅地等)の所有者等の承諾書を添付すること。
10	印鑑証明書	申請受付の日前3ヶ月以内に交付を受けたもの。 なお、私道に接続する場合は、私道の所有権者等の承諾のための印鑑証明は不要とする。
11	現場写真	1. 現場完了後、延長・幅員等がわかるように撮影すること。(すみ切り、幅員などはスタッフ等をあて撮影すること。) 2. 写真撮影方向及び番号を明示した位置図を添付すること。
12	位置指定予定道路が公道に接続し、又は水路、里道などを含む場合の許可書等	境界確認、使用又は占用許可、工事施行承認、工作物などの設置許可等、公共施設の管理者と必要な手続を協議すること。
13	放流先排水路等の管理者の同意書	管理者と必要な手続を協議すること。
14	土地利用に関するその他の法令等についての許可書	その他の法令（都市計画法・宅地造成等規制法・文化財保護法等）による許可が必要な場合
15	委任状	代理人が手続を行う場合

道路位置指定までのフローチャート



協議書提出日 令和 年 月 日

位置指定予定道路事前協議書

申請者	氏名	協議者	氏名
	住所	(代理人)	住所
申請地		電話番号	

調 査 項 目			
造成区域の位置について	都市計画区域	内・外	
	用途地域	市・調	
	宅地造成等規制区域・砂防区域	有・無	
	急傾斜指定地区	有・無	
	区画整理地区	有・無	
	風致地区	有・無	
	都市計画事業（計画道路、公園、河川、駐車場等）	有・無	
	下水道処理地区	有・無	上下水道局給排水設備課
	遺跡（文化財保護法）	有・無	文化財課
前面道路について	前面道路の種類（建築基準法上の取扱い）	判定結果	区分 番号
	前面道路の幅員及び立会年月日、立会者 市道立会（1号様式・2号様式）		m～ m 年 月 日 課 氏
	道路後退（中心後退・一方後退）	有・無	
	前面道路内の水路敷等の幅員及び立会年月日 及び立会者	済・未	m～ m 年 月 日 課 氏
	前面道路の取扱いについて 道路調整班との協議	済・未	建築指導課(担当者) 年 月 日協議
造成区域の周辺について	区域（隣接地）の立会 （地権者、里道、市道、水路敷）	済・未	課 氏 年 月 日
	隣接地との高低差（切盛土による隣地への影響）	有・無	H＝ m
	隣接者（位置指定予定道路に接する土地所有者）へ形態規制等を含めた説明等の経過報告書添付	有・無	年 月 日
その他	道路斜線の検討（既存建築物）	必要・不要	
	電柱等の障害物の移設	有・無	

(表面)

調 査 項 目					
位置 指定 予定 道路 部分 につ いて	幅員（有効） （指定）	m、縦断勾配 m、延 長	% m	可・否	
	縁石			可・否	
	すみ切り（両側・片側） m× m			可・否	
	転回広場（すみ切り部分） m× m			可・否	
	舗装路面（アスファルト・コンクリート）			可・否	
	柵（接続・浸透）・排水施設			可・否	
	区画割（求積図）			可・否	
	防護柵（道路との高低差が50cm以上）			必要・不要	
関係 機関 との 協議 につ いて	排水承諾書			必要・不要	年 月 日 印
	道路工事施行承認			必要・不要	年 月 日 印
	道路占用掘削許可書（許可期限切れは再度協議）			必要・不要	年 月 日 印
	法定外公共物使用許可・施行承認			必要・不要	年 月 日 印
	河川改修等			必要・不要	年 月 日 印
	九州電力（高圧線下）			有・無	年 月 日 印

※注意事項

道路位置指定申請に際しては、熊本市道路位置指定取扱い基準（令和7年4月改正）の申請添付書類を十分把握の上、申請を行うこと。

特記事項

照 会 年 月 日 (課名)開発指導課	貴課の関係法令について 右記の事項を照会します	開発許可の要・不要及び盛土規制について		
	回答	担	印	
	回答	当		
照 会 年 月 日 (課名)都市政策課	貴課の関係法令について 右記の事項を照会します	都市再生特別措置法に基づく届出の要・不要について		
	回答	担	印	
		当		

(裏面)